

## 国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第3条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式)

N0. 1

国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会

傍 聴 章

(お帰りの際は事務局へお返してください)